

第120号議案

平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度宍粟市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成25年12月3日提出

宍粟市長 福元晶三

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道施設浄水場等運転管理業務委託	平成25年度から 平成28年度まで	345,000